掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を２で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑴の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

区　　分	エネルギー消費効率許容値
1　車両重量が703キログラム未満のガソリン乗用自動車	20.2
2　車両重量が703キログラム以上828キログラム未満のガソリン乗用自動車	18.5
3　車両重量が828キログラム以上1,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	17.1
4　車両重量が1,016キログラム以上1,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	14.1
5　車両重量が1,266キログラム以上1,516キログラム未満のガソリン乗用自動車	12.6
6　車両重量が1,516キログラム以上1,766キログラム未満のガソリン乗用自動車	9.8
7　車両重量が1,766キログラム以上2,016キログラム未満のガソリン乗用自動車	8.0
8　車両重量が2,016キログラム以上2,266キログラム未満のガソリン乗用自動車	6.8
9　車両重量が2,266キログラム以上のガソリン乗用自動車	6.1

⑵　ガソリン乗用自動車又はディーゼル乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑷の判断の基準において、ガソリン乗用自動車等平均燃費値が１－１⑷の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑵において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分におけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（ガソリン乗用自動車等平均燃費値が１－１⑷の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおけるガソリン乗用自動車等平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑷の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑶　小型バスの製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑸の判断の基準において、小型バス平均燃費値が１－１⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑶において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあっては当該値に1.1を乗じた値））を超過達成量（小型バス平均燃費値が１－１⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける小型バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値（軽油を燃料とする区分にあっては当該値に1.1を乗じた値）の総和）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑸の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑷　路線バス又は一般バスの製造又は輸入の事業を行う者は、１－１⑹又は⑺の判断の基準において、路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が１－１⑹又は⑺の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回る区分（以下この⑷において「未達成区分」という。）を有する場合であって、当該未達成区分の未達成量（当該未達成区分における路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値）を超過達成量（路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値が１－１⑹又は⑺の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分すべてにおける路線バス平均燃費値又は一般バス平均燃費値の逆数と基準エネルギー消費効率の逆数との差に当該区分における出荷台数を乗じた値の総和を２で除した値）の範囲内で相殺できる場合は、未達成量をすべて相殺した未達成区分については、１－１⑹又は⑺の表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない区分とみなすことができる。

⑸　ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車又は小型バスの製造又は輸入の事業を行うものは、１－１⑻の判断の基準において、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回り、かつ、企業別基準エネルギー消費効率に0.9を乗じた値を下回らない場合であって、国内向けに出荷するガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、ＬＰガス乗用自動車及び小型バスのエネルギー消費効率（省令第１条の表第１号に規定する数値（ＪＣ08モード燃費値に限る。）をいう。）（ディーゼル乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を1.1で除した値、ＬＰガス乗用自動車にあっては、当該エネルギー消費効率を0.78で除した値。）並びに電気自動車等（外部から充電される電力により作動する原動機を有する自動車（専ら乗用の用に供する自動車（型式指定自動車（道路運送車両法第75条第１項の規定によりその型式について指定を受けた自動車をいう。）に限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のものを除く。）であって、乗車定員10人以下のもの及び乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5トン以下のものをいう。））のエネルギー消費効率（別添２の換算式により変換したものをいう。）を出荷台数で加重して調和平均した値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らない場合は、企業別平均燃費値が企業別基準エネルギー消費効率を下回らないものとみなすことができる。

２　表示事項等

２－１　表示事項

エネルギー消費効率（10・15モード燃費値、ＪＣ08モード燃費値及び重量車モード燃費値をいう。以下同じ。）の優れた乗用自動車（１－１の各表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らない乗用自動車をいう。）の普及を図るため、乗用自動車のエネルギー消費効率に関し、乗用自動車製造事業者等（乗用自動車の製造又は輸入の事業を行う者をいう。以下同じ。）は、次の事項を表示すること。

イ　車名及び型式

ロ　乗用自動車製造事業者等の氏名又は名称

ハ　使用する燃料の種類（レギュラーガソリン、プレミアムガソリン、軽油又は液化石油ガスの別）

ニ　原動機の型式及び総排気量

ホ　車両重量

ヘ　乗車定員

ト　車両総重量（路線バス又は一般バスに係るものに限る。）

チ　原動機の最高出力及び最大トルク